

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
第51回衆議院議員総選挙立候補受付及び開票速報等における複合機の借入れ	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.20	リコージャパン（株） 東京都大田区中馬込1丁目3番6号	1010001110829	衆議院の解散から公示日の立候補受付までの限られた期間の中で、本件の物品調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	5,767,960	5,767,960	100.0%					
第51回衆議院議員総選挙啓発のための点字パンフレット	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.23	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 東京都新宿区大久保3丁目14番20号	8011105000975	衆議院議員総選挙において各都道府県選挙管理委員会を通じて視覚障害者への投票方法の周知等に使用するため、選挙日程決定から公示日前までの短期間に作成し、各都道府県選挙管理委員会へ送付しなければならず、一般競争ができない緊急性がある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,263,050	7,263,050	100.0%					
災害対策用移動通信機器（公共安全モバイルシステム）の使用に係るモバイルデバイス管理アプリケーション等の契約更新	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.26	京セラ（株） 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	4130001000049	本件は、災害応急対策時等における通信手段の確保のため、地方公共団体等に貸し出す公共安全モバイルシステムの備蓄にあたり、その貸出し体制を整備するために、公共安全モバイルシステムにおいて導入しているモバイルデバイス管理アプリケーション及びアンチウイルスソフトの契約更新を締結するものである。 総務省が令和5年度予備費にて調達した公共安全モバイルシステムで導入しているモバイルデバイス管理アプリケーション及びアンチウイルスソフトは利用環境構築（初期設定）及び当初年間契約を京セラ株式会社より提供を受けており、本契約更新を行うため、同社と契約する必要がある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	8,910,000	8,910,000	100.0%					
第51回衆議院議員総選挙における音声CDの調達	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.23	高速録音（株） 東京都文京区本郷1丁目20番9号	6010001002559	衆議院議員総選挙において各都道府県選挙管理委員会を通じて視覚障害者への投票方法の周知等に使用するため、選挙日程決定から公示日前までの短期間に作成し、各都道府県選挙管理委員会へ送付しなければならず、一般競争を実施することができないため（緊急性があるため）。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	6,386,163	6,386,163	100.0%					
第51回衆議院議員総選挙（比例代表）に係る選挙事務所標札等の作成	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.22	（株）日本選挙センター 東京都千代田区神田神保町1丁目34番地	9010001033320	限られた期間の中で、緻密な工程管理を要する本物資の調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	12,566,114	12,566,114	100.0%					

令和7、8、9年度 遠隔方位測定設備集中センタ局（集中1・集中2）及び地方センタ局（関東・近畿）の調達	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.26	日本電気（株）	7010401022916	本件は、全国各地に設置しているセンサ局及び各総合通信局等でセンサ局を制御するセンタ局により構成される遠隔方位測定設備のうち、集中センタ局及び地方センタ局を更改するものである。 更改に当たっては、現行設備と相互接続可能な試験環境を準備し、現行設備の環境設定変更や動作検証を行うとともに、実際の連接作業、連接作業の切り直し（やり直し）など一連作業を実行することが必須となる。 このため、現行設備を構築した日本電気株式会社以外から調達した場合には、正確かつ確実な設定変更・調整や設備の動作検証が行えず、電波監視業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行うものである。 予決令第102条の4 第3号	2,142,800,000	2,142,800,000	100.0%						
広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.20	益田市 島根県益田市常盤町1-1	2000020322041	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	30,000,000	30,000,000	100.0%						
第51回衆議院議員総選挙政見放送用フィルターフィルム等の制作及びプリントの請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.19	(株)日テレアックスオン 東京都港区東新橋1-6-1	8010001033445	衆議院の解散から公示日までの限られた期間の中で、当該請負を競争入札によることは時間的に不可能であり、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない。」に該当する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	4,510,000	4,510,000	100.0%						
政見放送に係る手話通訳士に対する補助業務等の委託	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.22	(一社)日本手話通訳士協会 東京都文京区関口1-7-5	9010005014003	政見放送に係る手話通訳士に対する補助業務等の委託については、政見放送の申込期間及び収録予定日が定まってから、当該申込期間までに行う体制を整えておく必要があり、そのような短期間において、競争入札によることは不可能であることから、緊急に契約を行う必要があつて競争に付する暇がない場合に該当するもの。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	2,802,800	2,802,800	100.0%						
第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における投・開票速報オンラインシステムに係るヘルプデスク等運用支援業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.19	東芝デジタルソリューションズ（株） 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	7010401052137	本件は、選挙期日の判明後直ちに運用支援を開始する必要があり、公示日までの限られた期間の中で、競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるものであるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	149,969,820	149,969,820	100.0%						

第51回衆議院議員総選挙啓発総合企画の実施の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.1.19	(株) オリコム東京都港区新橋	11010401006924	衆議院の解散から公示日までの限られた期間の中で、本件を競争入札によることは時間的に不可能であり、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない。」に該当する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	230,000,000	230,000,000	100.0%					
--------------------------	--	---------	-----------------	----------------	---	-------------	-------------	--------	--	--	--	--	--

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。